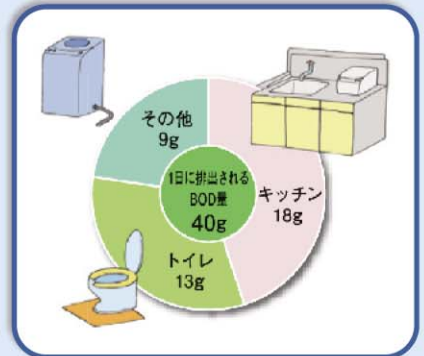
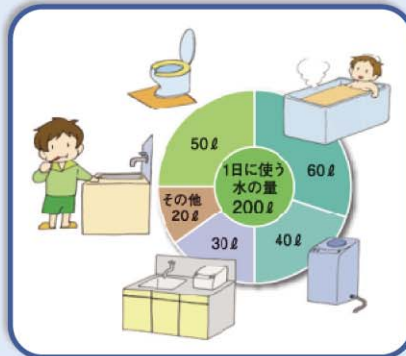


単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ

1. 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要な理由

私たちが、台所や洗濯、風呂、トイレ等から流す生活排水は、川や湖沼、海の水質汚濁の原因の一つになっています。単独処理浄化槽では処理されないトイレ以外の生活雑排水は、生活排水全体の有機汚濁（水質を汚濁させる汚れ分：BOD）のうち70%以上を占めるといわれています。

「BOD:生物学的酸素要求量」とは、水質の汚濁を表す代表的な指標です。有機物を多く含んだ汚れた水ほどその数値が高くなります。

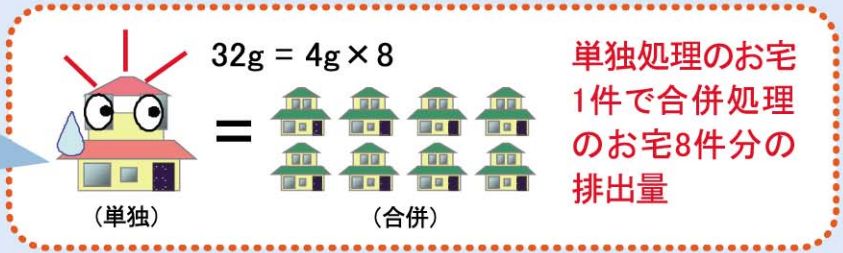


「単独処理浄化槽」はトイレの排水だけを処理し、生活雑排水は処理していません。

このため、生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」に比べて、BODの排出量が実に**8倍**にもなります。

衛生的な生活環境を実現するため、高度成長期から「トイレの水洗化」を目的とした「単独処理浄化槽」が急速に普及しました。そして、

平成20年度末で約545万基の単独処理浄化槽が残っています（合併処理浄化槽は約290万基）。



川や湖、海は、上水道、工業用水、農業、水産業、更には、水浴や自然探勝にと、多種多様に利用されています。また、そもそも生物の生息環境として重要であり、生活環境としても身近な存在です。水質が汚濁すると、このような利用が困難になってしまいます。



皆さんの身近な水環境はどうでしょう？



1970年代 単独処理浄化槽設置地域の側溝の例
（白っぽいヘドロ状のものが堆積しています）



1990年代 浄化槽設置地域の側溝の例
（きれいな水が流れています）

水環境を守ることを目的として、平成12年に浄化槽法が改正（平成13年施行）され単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされました。